

尼崎市監査公表第4号

出資団体等監査及び指定管理者監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により公表します。

平成30年3月23日

尼崎市監査委員	今	西	昭	文
同	藤	川	千	代
同	久	保	高	章
同	松	澤	千	鶴

措置通知表【出資団体監査】

1 監査対象団体名	社会福祉法人 尼崎市社会福祉事業団
2 措置を講じた団体	こども青少年本部事務局
3 監査結果報告日	平成29年 3月24日
4 措置通知日	平成30年 3月 8日
5 監査結果の内容	<p><u>指定管理業務について</u></p> <p>市が策定した「指定管理者制度について（指針）」（以下、「指針」という。）では、指定管理者が事業報告書で報告すべき事項については、あらかじめ基本協定で定めておくこととなっているが、市は報告事項についての内容を基本協定に定めず、事業団の決算報告書及び事業報告書を指定管理業務に係る事業報告書として受領していた。</p> <p>指針で定められた事業報告書の必要性を認識していなかったことにより、管理業務の実施状況、使用料収入の実績、管理経費等の状況、利用者からの意見及び対応の状況等が十分把握できておらず、適正な管理の確保がなされていなかった。 （こども家庭支援課）</p> <p><措置を求める事項></p> <p>指定管理者制度は単なる業務委託ではなく、指定管理者に公の施設の管理の代行をさせるものであり、公の施設の設置者としての責任は変わらないことに留意するとともに、指針を確実に運用し、適正な管理を行うこと。</p>
6 措置の内容	<p>指定管理者が事業報告書で報告すべき事項については、平成29年度4月1日から平成34年3月31日までの協定期間にかかる「尼崎市尼崎学園の管理に関する基本協定書」において、「指定管理者制度について（指針）」に定められた指定管理者が事業報告書で報告すべき事項を明記した。今後においては基本協定に基づき適正な管理を行う。なお、平成28年度の事業実施報告書においては、「指定管理者制度について（指針）」に定められた事項の事業報告書を求め受領した。</p>

措置通知表【指定管理者監査】

1 監査対象団体名	特定非営利活動法人人権センター東今北、 特定非営利活動法人シンフォニー
2 措置を講じた団体	市民協働局
3 監査結果報告日	平成29年 3月24日
4 措置通知日	平成30年 3月 1日
5 監査結果の内容	<p><u>使用料の徴収事務について</u></p> <p>地域総合センターの教室等の使用料については、指定管理者が利用者から使用料を徴収し、その報告を受けて市が作成した納付書で、指定管理者が市に納付している。</p> <p>しかし、利用者から徴収した使用料の額が正当な使用料に対し不足しているもの、徴収した使用料の市への納付が漏れていたものがあった。</p> <p>また、使用料の減免に関し、減免対象となる団体の登録要件を十分に確認せずに団体登録を行い、減免を適用していた。 (人権課)</p> <p><措置を求める事項></p> <p>指定管理者制度について十分に理解し、公の施設の設置者としての責務を自覚した上で、指定管理者の施設の管理状況を的確に把握するとともに、管理経費の内容を精査し、指定管理者に適切な指導を行うこと。</p>
6 措置の内容	<p>平成28年8月から使用料徴収業務について、公共施設予約システムにて、使用料実績データなどを確認し、指定管理者側の出納簿と突合するクロスチェックを行っている。</p> <p>平成29年4月6日、指定管理者の施設長を集めて実施している管理責任者会の間を活用し、指定管理者監査での指摘事項等を把握させるとともに、公の施設の管理者としての責務を自覚し、より適切かつ実効性のある運営に努めるよう改めて指導した。</p> <p>さらに、使用料徴収における減免については、減免要件を満たしているかの確認（使用料減免基準）を担当者のみならず、副所長・所長がチェックするよう指導した。</p>

措置通知表【指定管理者監査】

1 監査対象団体名	特定非営利活動法人人権センター東今北
2 措置を講じた団体	特定非営利活動法人人権センター東今北
3 監査結果報告日	平成29年 3月24日
4 措置通知日	平成30年 3月 1日
5 監査結果の内容	<p><u>使用料の徴収事務について</u></p> <p>地域総合センターの教室等の使用料については、指定管理者が利用者から使用料を徴収し、その報告を受けて市が作成した納付書で、指定管理者が市に納付している。</p> <p>しかし、利用者から徴収した使用料の額が正当な使用料に対し不足しているもの、徴収した使用料の市への納付が漏れていたものがあった。</p> <p>また、使用料の減免に関し、減免対象となる団体の登録要件を十分に確認せずに団体登録を行い、減免を適用していた。</p> <p><措置を求める事項></p> <p>指定管理者制度の趣旨を理解するとともに、公金を取り扱っていることを十分に認識し、適正な事務処理を行うこと。</p>
6 措置の内容	<p>教室等の不足している使用料については、過年度収入として平成29年1月26日付けで市への納付をおこなった。</p> <p>公金の取り扱いについては、センターの全職員が指定管理者制度の再認識を図るとともに、特に貸し館使用料において、公金の取り扱いの重要性を理解し、適切な事務処理に努めていくため、レジスターの設置、公金管理専用金庫の設置、現金出納簿の作成、公金専用の通帳作成等を行いながら公金の管理体制の強化をした。</p> <p>また、使用料の徴収においては、翌日及び毎週1回等の確認をマニュアル化し、複数の職員でのチェック体制を強化をした。</p> <p>さらに、使用料減免対象となる登録団体の申請書においても、登録要件の確認チェック体制も強化し事務処理を行っている。</p> <p>今後においても、指定管理者制度の運用について理解を深め、現在の管理体制を続けて行く。</p>

措置通知表【指定管理者監査】

1 監査対象団体名	特定非営利活動法人シンフォニー
2 措置を講じた団体	特定非営利活動法人シンフォニー
3 監査結果報告日	平成29年 3月24日
4 措置通知日	平成30年 3月 1日
5 監査結果の内容	<p><u>使用料の徴収事務について</u></p> <p>地域総合センターの教室等の使用料については、指定管理者が利用者から使用料を徴収し、その報告を受けて市が作成した納付書で、指定管理者が市に納付している。</p> <p>しかし、利用者から徴収していないにもかかわらず使用料として市へ納付されたものがあった。</p> <p>また、使用料の減免に関し、減免対象となる団体の登録要件を十分に確認せずに団体登録を行い、減免を適用していた。</p> <p><措置を求める事項></p> <p>指定管理者制度の趣旨を理解するとともに、公金を取り扱っていることを十分に認識し、適正な事務処理を行うこと。</p>
6 措置の内容	<p>使用料の徴収事務について、過誤納金した平成28年3月5日の使用料600円は、過誤納金還付請求を行った。人為的なミスを防止するため、3つの資料の突き合わせを行っている。①使用料目的別日計簿は日々計上、②決済口座の通帳の入金額と照合、③予約システム上のデータと突合を行っている。</p> <p>使用料の減免に関しては、登録要件の確認ができていない登録団体について、登録団体の代表者及び構成員の半数以上が尼崎市民であることを確認した。平成29年2月17日、18日に実施した活動団体登録制度説明会で、活動団体登録要件について、特に『5名以上で構成され、かつ代表者及び構成員の半数以上は尼崎市民であること』を強調し、提出された書類の確認を行った。(活動団体登録制度説明会は平成30年2月19日にも実施済み)</p> <p>今後においても、公金を取り扱っていることを十分に認識し、このようなミスが生じないよう徹底した業務の管理に努める。</p>